第3章 災害時の栄養・食生活支援

災害時には、発生後から時間経過とともに様々な課題が生じてくるため、被災市町村の状況を 速やかに把握し、迅速かつ適切な栄養・食生活支援活動が必要である。大規模災害での取組を基 に活動内容とフェーズごとに示した。

いつ、どんな栄養・食生活支援活動が求められるか、平常時からイメージし、関係者と共有しておくことは、災害時に落ち着いて対応するために重要である。

想定される被災地状況と健康・栄養課題

フェーズ O 概ね発災後 24 時間以内	 ◇ライフライン寸断 ◇情報収集困難 ◇物流の遮断、停滞 ◇被災者の救助、救護活動の実施 ◇避難所開設(指定避難所以外の避難者への対応も含む) ◇食料・飲料水確保 ◇備蓄食料、水の配布 ◇炊き出し実施 ◇保健所等業務拠点の機能低下又は損失 ◇給食施設における食事提供の中断又は災害時用献立による簡易給食
フェーズ 1 概ね発災後 72 時間以内	 ◇ライフラインの順次復旧 ◇医療活動、保健活動の実施 ◇情報収集の混乱 ◇支援物資到着(物資の過不足、分配の混乱) ◇全体的な食料不足(量、質) ◇食事に配慮が必要な方の食品不足(乳児用粉ミルク、離乳食、アレルギー食、嚥下困難者食等) ◇トイレの不足(断水による使用不能等)使用環境悪化(おむつ不足) ◇水分摂取を控える為、脱水、熱中症、エコノミークラス症候群 ◇衛生管理の不徹底
フェーズ 2 避難所対策が 中心の時期	 ◇ライフラインの順次拡大 ◇在宅避難者対策 ◇支援活動者(ボランティアを含む)の増加 ◇支援物資の増加 ◇治療中断やストレス増加による慢性疾患の悪化 ◇慢性疲労、食欲不振、便秘、下痢、口内炎、運動不足 ◇避難者の栄養過多、栄養不足、バランス悪化(おにぎり、パン、カップ麺、菓子類、清涼飲料水等の過多、野菜類、魚・肉・乳製品類の不足) ◇調理意欲減退 ◇食生活上の個別対応が必要な人の把握と対応の不足 ◇給食施設における食事提供の再開、平常化
フェ ー ズ 3 避難所から 概ね仮設住宅 までの期間	◇長い避難生活の疲れやストレスによる意欲低下◇仮設住宅への移転による調理や買い物等の環境変化への戸惑い(食事の簡便化、調理意欲の低下)◇生活不活発病、生活習慣病の発症、悪化◇飲酒の増加による胃腸障害、食事バランスの悪化

1 初動体制の確立

フェーズ 0

概ね発災後24時間以内

- ・災害が発生した場合、各自の所属マニュアルに沿って勤務先に出勤する。
- ・出勤時には当面の食料や身の回りの必需品をなるべく持参する。
- ・出勤後は、出勤できた職員及び所属長や防災担当者と支援活動に向けた体制を整える (医療救護現地対策室の設置)。

2 被災情報の収集及び発信

情報収集	フェーズ 0	フェーズ1	フェーズ 2
IH TUTA	概ね発災後 24 時間以内	概ね発災後 72 時間以内	避難所対策が中心の時期
ライフライン	□損壊状況	□復旧状況	□復旧状況
被害状況	□被災者数 □施設被害 □交通状況	□被災者数 □施設被害 □交通状況(物流)	
避難所情報	□開設状況	□避難者数 □要配慮者数	□避難者数 □要配慮者数
地域防災計画	□市町村の防災計画		
市町村担当者	□市町村の管理栄養士・ 栄養士、保健師の 出勤状況	□市町村の管理栄養士・ 栄養士勤務状況	

【保健所・県庁】

・ライフラインや被害状況の収集については、県及び地域の災害対策本部の情報を基に 組織(保健所等)で一括して把握する。

【保健所】

・避難所情報や医療機関の被害状況の収集については、広域災害・救急医療情報システム (EMIS)で把握し、必要に応じて入力 (代理)を行う。医療機関以外の施設の被害状況の収集は、関係課(福祉主管課等)との連携のもと把握する。

3 提供食の把握

	提供食 の把握	フェーズ () 概ね発災後 24 時間以内	フェーズ 1 概ね発災後 72 時間以内	フェーズ 2 避難所対策が中心の時期
	食料備蓄	□備蓄状況の把握(品名、数量) □避難者への提供状況の把握(内容、数量)	□避難者への提供状況の把握 □流通備蓄の手配状況の把握(内容、数量) □不足食料の把握(有無、内容)	
	提供食		□炊き出し対応の把握 (有無、誰が、内容、 場所、期間、要配慮者 への対応) □弁当の提供状況の把 握(有無、店舗名、内 容、期間、要配慮者 の対応)	
食	注事調査・ 評価		□各避難所提供食の食 事調査 (エネルギー・ 栄養価の算定)	□ 提 供 食 の エ ネ ル ギー・栄養価の算定 □提供食の栄養量評価 (エネルギー・栄養素)

・災害に際して、応急的に必要な救助のひとつに「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」がある(災害救助法第4条)。

【保健所】

・市町村により備蓄等の食料を提供する場合や、炊き出しによる提供、弁当等による提供と救助方法が異なるので、被災市町村の提供食について把握する必要がある。

【市町村・保健所】

- ・食品の給与に際し、国のプッシュ型による給与も実施されており、被災住民のニーズ にあった食料の手配のため、不足又は必要な食料について市町村災害対策本部又は食 料供給の担当主管課と連携のもと把握し、県庁の担当課へ迅速に伝える。
- ・避難生活の長期化が予測される場合は、主食中心の提供食からバランスのとれた食事の提供が必要となるため、提供されている食事内容の確認を行い、エネルギー及び栄養価の算定をもとに、過不足する栄養素の補給が必要である。なお、提供食のエネルギー及び栄養価の算定は、専門職である管理栄養士・栄養士による実施について、管轄保健所に要請する。

4 要配慮者の把握

要配慮者	フェーズ ()	フェーズ 1	フェーズ 2
の把握	概ね発災後 24 時間以内	概ね発災後 72 時間以内	避難所対策が中心の時期
避難所等	□被災者の把握(性、年 齢、疾病状況、アレル ギー状況、妊産婦の 有無)	□提供食を食べられない者の把握 □要配慮者の食事調査 (エネルギー及び栄養価の算定)	□要配慮者の栄養量評価(エネルギー・栄養素の評価)

【市町村·保健所】

- ・災害時に被災住民の栄養・食生活支援について特別な支援が必要な対象は、摂食・えん下困難者、疾病による食事制限がある者、食物アレルギーを持つ者、乳児、妊産婦等である。
- ・避難所等の受付時に、要配慮者を把握するための項目を追加で設定して把握する。また、避難所以外に避難している住民についても、なるべく把握を行う。
- ・避難生活の長期化が予測される場合は、バランスのとれた食事の提供が必要となるため、提供されている食事内容の確認を行い、エネルギー及び栄養価の算定をもとに、 過不足する栄養素の補給が必要である。なお、提供食のエネルギー及び栄養価の算定 は、専門職である管理栄養士・栄養士による実施を管轄保健所に要請する。

5 給食施設等の支援調整(保健所)

給食施設等の 支援調整	フェーズ () 概ね発災後 24 時間以内	フェーズ 1 概ね発災後 72 時間以内	フェーズ 2 避難所対策が中心の時期
被災状況	□被災状況の把握(厨 房設備、ライフライ ン) □給食提供状況の把握 (可否、内容、食料・ 調理従事者確保)	□被災状況の把握(厨 房設備、ライフライ ン) □給食提供状況の把握 (経過)	
調整・支援	□他施設等との連携 (協定) 状況の把握	□給食提供困難施設へ の支援調整(食料・調 理従事者)	□要配慮者への食事支援の依頼(必要時) □通院(通所)者への栄養指導依頼

【保健所】

・医療機関の損壊及び復旧状況の把握は EMIS を活用し、多機関の状況把握は関係課と 連携の上、把握する。

- ・給食提供の際に、被災した施設から支援の要請があった場合は、管内の他施設に対して支援依頼や調整を行う。
- ・管内の施設間で支援が行えない場合、災害対策本部及び県庁との調整により、必要な 支援の手配・調整を行う。
- ・厨房の被害があった施設に対し、食中毒防止対策のため、食品衛生監視員と同行して 巡回することが望ましい。
- ・被災していない給食施設に対し、必要に応じ、一般被災住民の食支援のための炊き出 しや要配慮者向けの食事提供等の実施要請を行う。
- ・各施設の通所(通院)者において、被災により通常の食事がとれない等の状況を踏ま え、適切な栄養管理のための栄養指導の実施要請を行う。

6 生活の場に合わせた被災者支援

生活の場	フェーズ 1 概ね発災後 72 時間以内	フェーズ 2 避難所対策が中心の時期	フェーズ 3 避難所から概ね 仮設住宅までの期間
避難所 福祉避難所 軒先(自宅等) 車中泊 野外(テント等)	□エネルギー確保に必要な食料の提供(備蓄、支援物資) ■食料及び提供食の衛生的な保管	□エネルギー及び栄養 量の確保に必要な 事提供 □要配慮者の栄養量確 保に有用な食料の提供 □個別栄養相談の実施 可として、管理常養のはでいた。 「のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	□自助によるエネルギー及び栄養量の確保に必要な情報提供□要配慮者自身によるエネルギー及び栄養量の確保に必要な情報提供
みなし仮設 仮設住宅			□食材入手、調理場の 状況把握 □自助によるエネル ギー及び栄養量の確 保に必要な情報提供 □要配慮者自身による エネルギー及び栄養 量の確保に必要な情 報提供 □仮設住宅での健康教 育の検討・企画

【市町村・保健所】

- ・各避難所の提供食の調査結果をもとに、エネルギー及び栄養素摂取量の不足がみられた場合は、市町村災害対策本部又は食料供給の担当主管課と連携し、県庁の担当課へ 迅速に物資を要請し、被災者へ提供する。
- ・炊き出し又は弁当による食事提供の場合、献立の改善によりエネルギー及び栄養素摂取量の適正化が図られると判断した場合は、市町村災害対策本部又は担当主管課と連携し、炊き出し又は弁当提供担当者に対し、改善に向けた助言を行い、適切なエネルギー及び栄養量の食事を提供する。
- ・地域の量販店等の復旧状況を踏まえ、必要に応じ、被災住民に対し、適切なエネル ギー及び栄養量確保のために補充したい食品の購入等について助言を行う。
- ・要配慮者の食事調査結果をもとに、エネルギー及び栄養素摂取量の不足がみられた場合は、市町村災害対策本部又は食料供給の担当主管課と連携し、県庁の担当課へ迅速に物資を要請し、被災者へ提供する。なお、特殊栄養食品の手配については、県庁及び日本栄養士会(JDA-DAT)と調整する。
- ・要配慮者において、避難所等で提供される食事を食べられない場合は、個人の症状に

- あわせ、食事の選択や補充について、日本栄養士会(JDA-DAT)と連携し、助言を行う。 ・避難所等での食事提供の際に、食中毒予防の観点から、食品衛生監視員と連携し、衛
- ・避難所等での食事提供の際に、食中毒予防の観点から、食品衛生監視員と連携し、衛生的な保管に必要な機器や保管方法について手配・助言を行う。
- ・大規模災害では、多くの住民が、避難所だけでなく、自宅や車中泊、野外等、様々な場所で避難する状況がみられることから、避難者の所在と支援ニーズの全体像を迅速に把握する必要がある。

7 健康な食に関する普及啓発・健康教育

フェーズ 0 概ね発災後 24 時間以内	フェーズ 1 概ね発災後 72 時間以内	フェーズ 2 避難所対策が中心の時期	フェーズ 3 避難所から概ね 仮設住宅までの期間
□食料入手に関する 情報発信 □提供食の衛生管理 に関する啓発(被 災者向け)	□食料入手に関する 情報発信(要配慮 者向け) □炊き出しルールの 啓発(栄養量確保、 食品衛生	□避難所等での提供 食の不足栄養量を 補足するため協力 依頼(弁当業者、飲 食店、スーパー等) □要配慮者の病態に あわせた食事のと り方の啓発	□仮設住宅近辺の食料調達に係る情報発信 □健康情報誌発行等による啓発

【市町村·保健所】

- ・災害時には、被災者への食事提供だけでなく、栄養不足や体調不良等の改善のための 情報発信や普及啓発を行う。
- ・発災後は、職員の業務が増大し、また啓発資料作成にパソコンやプリンターが使えない等、資料作成が困難になることも想定されるため、平常時に啓発資料等を作成し、 すぐに活用できるようにしておく。

【市町村】

・避難生活が長期化すると、自立した食事づくりへの意欲低下等を解消するため、食生活改善のためのボランティア等と連携し、調理実習等の機会を作り、仮設住宅での健康な食生活を支援する。

8 提供食の支援

提供食 の支援	フェーズ 0 概ね発災後 24 時間以内	フェーズ 1 概ね発災後 72 時間以内	フェーズ 2 避難所対策が中心の時期
備蓄(協定)	□備蓄状況の把握(品名、数量) □避難者への提供体制 の確保	□適正なエネルギー及び栄養量確保のた場では、 の食料確保・提供(固定備蓄、流通備蓄) □要配慮者のエネルギー及び栄養量確保 に有用な食料確保・ 提供(流通備蓄、支援 物資)	
炊き出し	□調理場所の確保 □自衛隊又は団体等への炊き出し依頼 □献立作成依頼又は献立提供 □食材の入手と搬送の手配 □炊き出しルールの提供 世要配慮者(アレルギー)の情報提供	□炊き出しボランティ アの受付 □提供食の食事調査・ 評価 (エネルギー及 び栄養価の算定)	□要配慮者 (アレル ギー以外) に対応し た食事提供

弁当等	□弁当等の手配 □適正なエネルギー及 び栄養量の基準提供 □要配慮者(アレル ギー)の情報提供	□提供食の食事調査・ 評価 (エネルギー及 び栄養価の算定)	□適正なエネルギー及び栄養量の提供 □要配慮者に対応した食事提供 □適温に配慮した食事提供 □がラエティにとんだ食事提供
-----	---	--------------------------------------	--

【保健所·県庁】

・避難所等での食事提供は、備蓄(固定、流通)や支援物資による提供や炊き出しの提供、弁当の提供等、市町村によって対応が異なるので、被災市町村の地域防災計画を踏まえ、市町村災害対策本部又は物資・食料調達部門と連携のもと支援をする。

【市町村】

・被災住民の適正なエネルギー及び栄養量確保のために、厚生労働省が示す基準を提供 業者等に示し、必要に応じて、専門職である管理栄養士・栄養士による支援を管轄保 健所に要請する。

【市町村・保健所】

- ・避難生活の長期化が予測される場合は、バランスのとれた食事の提供が必要となるため、提供されている食事内容の確認を行い、エネルギー及び栄養価の算定をもとに、 過不足する栄養素の補給が必要である。なお、提供食のエネルギー及び栄養価の算定 は、専門職である管理栄養士・栄養士による実施を管轄保健所に要請する。
- ・各避難所の提供食の調査結果をもとに、エネルギー及び栄養素摂取量の不足がみられた場合は、市町村災害対策本部又は食料供給の担当主管課と連携し、県庁の担当課へ 迅速に物資を要請し、被災者へ提供する。
- ・炊き出し又は弁当による食事提供の場合、献立の改善によりエネルギー及び栄養素摂 取量の適正化が図られると判断した場合は、市町村災害対策本部又は担当主管課と連 携し、炊き出し又は弁当提供担当者に対し、改善に向けた助言を行い、適切なエネル ギー及び栄養量の食事を提供する。
- ・食物アレルギーを持つ要配慮者への食事提供は、調理時の食材混入に十分注意し、提供時には、被災住民へ使用食材に関する情報提供を行う。

9 食中毒·感染症予防対策

フェーズ 0 概ね発災後 24 時間以内	フェーズ 1 概ね発災後 72 時間以内	フェーズ 2 避難所対策が中心の時期	フェーズ 3 避難所から概ね 仮設住宅までの期間
□トイレ、手洗い設備、消毒液等衛生物品の現状把握□手洗い、消毒、マスク着用の普及啓発□有症状者の把握と対応	□必要な物品の確保 (トイレ、手洗い 設備、衛生物品) □手洗い、消毒、マス ク着用の普及啓 □有症状者の把 握と対応 □避難所の食事の衛 生管理状況の把握 と指導	□炊き出しの衛生管 理状況の把握と指 導	□仮設住宅でのイベ ントにおける衛生 指導

【市町村】

・避難所での食中毒及び感染症の発生及びまん延を防止するために、予防対策の支援を 保健所に依頼する。

【保健所】

・保健所は、感染症担当及び食品衛生監視員と連携のもと、対応の役割分担を行い、効率的に支援する。

【市町村・保健所】

・発災後は、職員の業務が増大し、また啓発資料作成にパソコンやプリンターが使えない等、資料作成が困難になることも想定されるため、平常時に啓発資料等を作成し、 すぐに活用できるようにしておく。

10 受援(派遣)体制の整備

(1)物資

受援体制	フェーズ 1 概ね発災後 72 時間以内	フェーズ 2 避難所対策が中心の時期	フェーズ 3 避難所から概ね 仮設住宅までの期間
物資(食料)	□支援物資の受入れ 状況の把握 □避難所等へ支援物 資提供 □避難者のエネッ 食料の受入れ □要配慮者用食品の 確保・調整(特殊学 養食品ステン設置)	□避難者の栄養量確保 に必要な食料の受入 れ □避難所等へ要配慮者 用食品の提供	□支援物資の供給停止 □要配慮者用食品の供 給停止

【市町村・保健所】

- ・避難者の適正なエネルギー及び栄養量の確保のため、市町村災害対策本部又は物資・ 食料調達部門と連携のもと、管理栄養士・栄養士が、受け入れた支援物資の内容を把 握し、栄養的な視点から、支援物資を避難所等へ提供する。
- ・避難者の適正なエネルギー及び栄養量の確保の点から、必要な物資について、市町村 災害対策本部又は物資・食料調達部門と連携のもと、協定先や県庁等へ要請する。
- ・避難所で提供する食事が困難な要配慮者には、特殊栄養食品等の食料を確保する。なお、確保の要請は県庁に行い、必要に応じて、日本栄養士会(JDA-DAT)の協力による特殊栄養食品ステーション設置を要請する。
- ・避難者の仮設住宅への移行に向け、食事や物資の提供から、自己調達へと促すために、食の自立を支援する。

(2)人材

	フェーズ 1 概ね発災後 72 時間以内	フェーズ 2 避難所対策が中心の時期	フェーズ 3 避難所から概ね 仮設住宅までの期間
被災地 (市町村・ 保健所)	□炊き出しボラン ティアの受付(市町村) □保健所への支援体頼(市町村) □管理栄養士・栄養士 の派遣依頼(保健所) □受援内容の決定(市町村・保健所)	□連絡会議の開催(市町村、保健所、派遣者) □派遣受入に関する本庁との連絡調整(保健所)	□受援の終了計画、引継ぎ(市町村・保健所) □派遣終了に向けての 業務体制整備(市町村・保健所)
被災地 (県庁)	□都道府県内の応援 保健所 (管理栄養 士・栄養士)の調整 □管理栄養士・栄養士 派遣に関する国 の要請、関係機関・ 団体の調整 □派遣自治体との連 絡調整	□派遣受入に関する国 との連絡調整 □派遣自治体との連絡 調整 □災害救助法の適用調 整	□派遣終了の調整

派遣自治体	□被災情報の収集 □DHEAT、保健チーム への管理栄養士・栄養士派遣調整(庁内) □派遣準備(派遣者調整、管理栄養士・栄養士・栄養士・労働を関係を関係している。	□管理栄養士・栄養士派 遣継続への対応 □派遣者不在の間の業 務応援調整 □必要物品の確認、補充 の調整 □派遣者への助言、活動 支援	□派遣終了の調整
-------	---	--	----------

【市町村・保健所】

- ・「3提供食の把握」~「9食中毒・感染症予防対策」の中で示した発災時の具体的な支援活動において、管理栄養士・栄養士の専門職が活動する方が効果的なものや、被災市町村及び管轄保健所の管理栄養士・栄養士だけでは十分な活動ができないものについて、積極的に管轄保健所を介して派遣を要請する。
- ・被災市町村及び管轄保健所の担当者は、受援内容(派遣者に依頼する活動)及び人数 を決定し、県庁を介しあらかじめ、派遣予定者へ連絡し、効率的な活動ができるよう にする。また、随時、必要に応じて、受援内容の変更を行う。
- ・被災市町村で、派遣者や関係団体等、さまざまなスタッフによる支援が行われるため、全体の支援活動や活動における課題等を共有・解決することを目的に、連絡会議を開催する。連絡会議を通して、災害対策本部や他部署との連携が必要な場合は、調整を行う。
- ・発災後、他の自治体から派遣される支援チームは、日の経過とともに減少されるため、支援活動(業務)の縮小と引継ぎについて検討し、栄養業務計画を作成する。

【県庁】

- ・被災地管轄保健所より管理栄養士・栄養士の派遣要請があった場合、まずは県内の管理栄養士・栄養士による派遣を調整する。
- ・県内の管理栄養士・栄養士による派遣では不足する場合は、隣接県・国(厚生労働省)へ派遣を要請する。
- ・派遣側の自治体担当者は、県・国(厚生労働省)の派遣要請に基づき、調整を行う。 調整に当たり、DHEAT や保健チーム等、複数へ派遣する場合があるので、支援活動内 容等を参考に人選する。
- ・派遣の人選については、被災経験または派遣経験のある管理栄養士・栄養士を優先的 に派遣し、未経験者や若手管理栄養士・栄養士を派遣する場合は、経験者との2名体 制にする等、配慮が望ましい。
- ・被災地への持参品は、被災地に迷惑をかけないよう準備する。また、食事調査や栄養 価計算等の実施がある場合は、管理栄養士・栄養士に必要な物品を別途準備する。な お、管理栄養士・栄養士単独で支援活動ができるよう、必要に応じて車や運転の手配 をすることが望ましい。

※第5章(P.36~)も参照

11 関係機関との連携

・発災時に連携した活動を円滑に進めるためには、平常時からの顔のみえる関係づくりが 重要である。

【市町村・保健所】

- ・発災時の栄養・食生活支援活動を実施するにあたり、被災市町村及び管轄保健所の管理 栄養士・栄養士をはじめ、他自治体派遣の管理栄養士・栄養士や日本栄養士会(JDA-DAT)、愛知県栄養士会、管内病院及び福祉施設等の管理栄養士・栄養士、学校給食セン ター管理栄養士・栄養士等、同じ専門職が被災者の健康的な栄養管理の実現に向け、連 携した取組みができるよう、相談・調整窓口として、また、定期的な会合をするための コーディネーターとしての役割を担うことが必要となる。
- ・管理栄養士・栄養士の同職種だけでなく、被災地には他職種のチームや炊き出しを協力 いただく食生活改善のためのボランティア、婦人会等の団体とも活動する上での課題等 を共有し、解決するための調整を行う。

12 通常業務の再開

【市町村・保健所】

・発災時は、支援活動を優先して取り組むことになるが、平常時の市町村保健事業又は保健所業務において、中止または延期ができない事業を洗い出し、実施方法について検討する。また、延期を決めた事業についても、いつからどのように再開するのか、再開計画をたてることが必要である。なお、派遣管理栄養士・栄養士に災害時の支援活動を要請し、通常業務の実施及び再開ができるように役割分担することが望ましい。

13 支援活動のまとめと検証

・被災側、派遣側ともに、発災後の栄養・食生活に関する支援活動について検証することは、今後の災害への備えのためにも重要である。

□ 活動内容の振り返りを行う

- ・本ガイドラインで示す (3 提供食の把握~12 通常業務の再開) 支援活動チェックリストを参考に、実際の活動のなかでできたこと、できなかったことと整理する。
- ・実際の活動で、できたこととできなかったことについて、要因を検討し抽出する。

□ 災害時対応マニュアル等の見直しを行う

・特にできなかった活動について、今後実施するために必要なことを抽出し、マニュアルの整備や地域防災計画の修正、備蓄食品の内容改善等、平常時からの準備で対応できるものは、関係各課と連携の上、対応する。

□ 情報を共有する

・管理栄養士・栄養士間での検証の他に、他職種も含めた組織内での検証の中に、栄養・食生活支援活動も含め、情報を共有するための会議や研修会等を開催し、継続的な啓発を行う。